

認定企業の取組

「くるみん」認定マーク



いばらきコープ生活協同組合

◆本社所在地 小美玉市西郷地 1703 ◆業種 複合サービス事業

◆労働者数 1405人（男性562人／女性843人）

（令和7年5月1日現在）

■くるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和5年3月21日から令和7年3月20日

②目標及び結果

【目標1】令和7年3月までに子供出生時父親が取得できる休暇制度を促進し、60%取得とする。

（結果）

- ・行動計画期間中の男性職員の配偶者出産休暇取得率は、対象職員20名に対し、12名が取得し、取得率60%で達成しました。職員が制度の内容を理解し、取得をすすめることができるよう事業所長向けの学習会を行い、制度の理解をうながし取得がしやすい職員環境をつくりました。

（2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性

（認定基準：男性労働者の育児休業等をした者の割合10%以上） 60.0%

ii) 女性

（認定基準：女性労働者の育児休業等取得率75%） 220.0%

②労働時間等働き方

i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者はいない

③育児のための法を上回る短時間勤務制度等

i) 短時間勤務制度（育児時短）

0歳から小学校6年生末（3/31）までの子と同居し養育義務のある者は、0歳から小学校6年生末（3/31）まで保育との関係で必要があり、かつ請求した場合には、始業時・就業時に1日2時間まで30分単位で取得が可能。

ii) 始業終業時刻の繰上げ繰下げ制度

小学校6年生末までの期間で、保育との関係で必要があり申し出があった場合は各事業部の出勤シフト範囲内で、現開始時刻の前後各1時間まで、30分単位で繰上げ・繰下げできる。小学校6年生末（3/31）までの必要な期間内、分割取得可能。「不妊治療のための通院、及び不妊治療にともなう体調不良」が理由でも対象。

iii) 子の看護等休暇

子が負傷または疾病、健康診断、予防接種、「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園（入学）式、卒園（卒業）式」の場合、中学校就学前の1子の場合年5日、2子以上の場合は年10日以内時間取得可能。

■認定を受けてのコメント

経営幹部層で月一回、経営会を開催し、定期的に周知活動を行っています。また、業務指示報を作成し、全体発信を行い全職員への浸透を図っています。これらの取り組みを通じて、職員一人ひとりが仕事と家庭を両立させながら、その能力を最大限に発揮できる組織を目指しています。

今後においても、職員が仕事と育児を両立し、いきいきと働き続けられる職場環境を推進し、企業理念である「CO・OP ともにぐくむくらしと未来」のもとさらに制度理解がすすむよう継続して取り組みを拡げていきます。

以上